

1. 鎌倉市の行政評価

行政評価とは

地方自治法（昭和 22 年 4 月法律第 67 号）第 2 条第 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定しています。

鎌倉市においても、効率的かつ効果的に行財政運営が行われるよう、行政内部の見直しや、外部の視点からのチェックにより、行政評価を行っています。

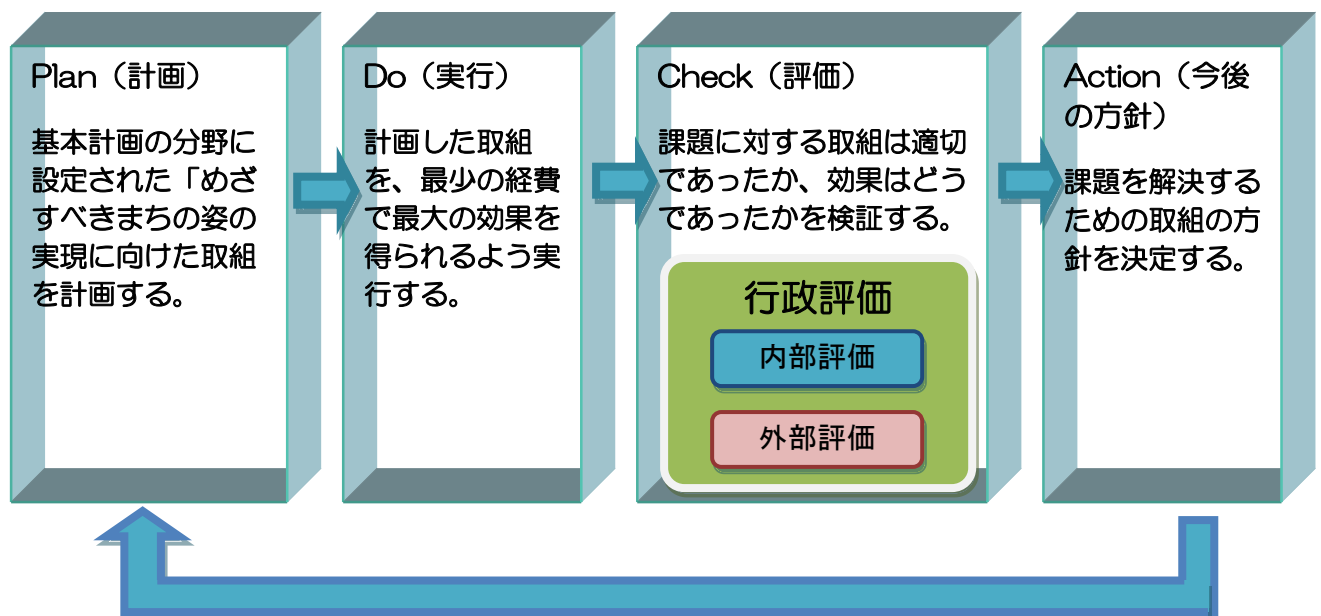
鎌倉市の取組は

鎌倉市では行政評価の取組として、市役所内部の見直しである内部評価（施策進行評価と事務事業評価）と、外部の視点で評価する外部評価（施策進行外部評価）を実施しており、PDCA マネジメントサイクルでは、“C”（check = 評価）に該当するものです。

この報告書は、施策進行評価についての内部評価及び外部評価の報告書となります。

なお、平成 17 年度から実施していた各部の取組方針については、平成 22 年度から施策進行評価に取込み、一体的に実施しています。

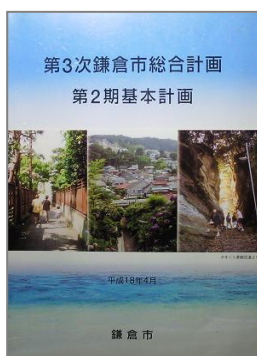
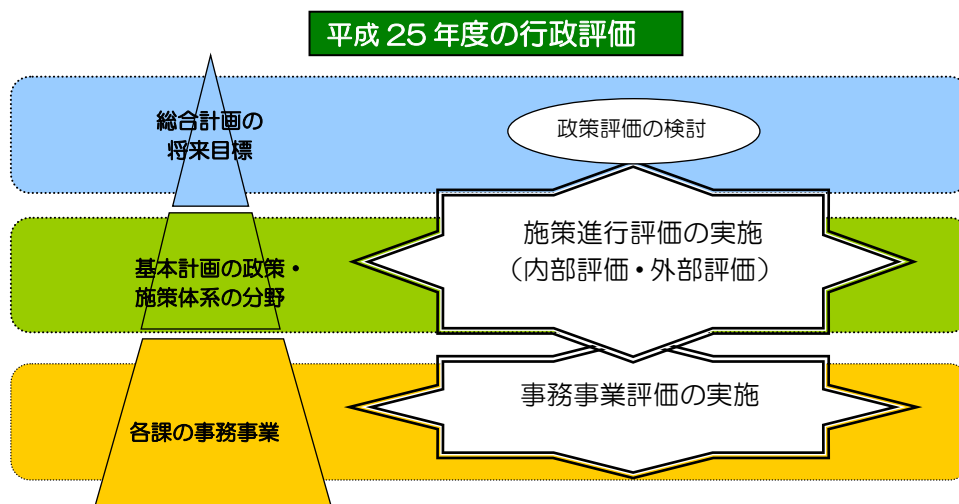
【PDCA マネジメントサイクル】



2. 鎌倉市の政策・施策（施策進行評価の対象）

第3次鎌倉市総合計画は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、基本構想の実現に向けて、将来都市像と6つの将来目標を設定しています。第2期基本計画では、総合計画の将来目標を実現するために政策・施策体系を組み、施策のまとめりである分野を位置付けて、分野ごとの「めざすべきまちの姿」を達成するための取組（事務事業）を推進しています。

また、基本計画の進捗を測る指標として、鎌倉市では、市民2,000人を対象とした「鎌倉市民意識調査（無作為抽出・無記名アンケート方式）」を実施し、分野ごとのアンケート指標、満足度指標の経年変化を調査しています。このアンケート指標と満足度指標に加え、各課で調査している統計指標を含めた指標を、施策の推進に向けた課題・問題点の抽出、取組方針の策定に活用することで、施策進行評価が決定されています。



		基本構想期間								
平成		8 ~ 12	13 ~ 17	18 ~ 22	23 ~	26 ~	28 ~ 31	32 ~	37	
	第1期基本計画 (10年間)			第2期基本計画						
	前期実施計画	8~12	後期実施計画	13~17	前期実施計画	18~22	中期実施計画	21~25	後期実施計画	24~27
		改定	改定							
		11~12	15~17							
							第3期基本計画 (6年間)	第4期基本計画 (6年間)		
							前期実施計画	後期実施計画	前期実施計画	後期実施計画
							26~28	29~31	32~34	35~37

第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画

【古都としての風格を保ちながら、

まちづくり

0. 計画の前提

I 市民自治

- 1 市民自治の基本となるルールづくり
- 2 市民参画の推進
- 3 市民・事業者・NPO等との協働の推進

II 行財政運営

- 1 成果志向の行政経営への転換
- 2 行政の効率化と財政の健全性の確保
- 3 政策立案機能の強化
- 4 市行政内部の連携
- 5 地方分権の推進
- 6 広域行政の推進・関係諸機関との連携

III 基礎条件

- 1 人口
- 2 土地利用
- 3 環境

1. 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

1. 平和・人権

- 1 平和推進事業の充実
- 2 人権意識の醸成
- 3 人権関係機関との連携
- 4 人権施策の推進体制の整備
- 5 人権施策の充実

2. 男女共同参画社会

- 1 あらゆる分野への男女共同参画の推進
- 2 女性への支援と活動拠点の整備
- 3 心豊かに暮らせる地域社会の実現
- 4 男女がともに働く労働環境の整備
- 5 男女平等の意識づくりの推進
- 6 男女共同参画社会の体制整備

3. 多文化共生社会

- 1 多文化共生社会への理解
- 2 外国籍市民が暮らしやすい環境の整備
- 3 来訪者への対応
- 4 国際交流・協力活動への支援

2. 歴史を継承し、文化を創造するまち

1. 歴史環境

- 1 歴史的遺産と自然環境の保全
- 2 史跡の指定・保存、管理、整備及び活用
- 3 埋蔵文化財の発掘体制
- 4 文化財の保存、調査・研究情報の充実
- 5 伝統芸能・工芸などの保存・継承
- 6 世界遺産への登録

2. 文化

- 1 文化活動の条件整備
- 2 文化活動の支援
- 3 文化施設の整備
- 4 文化活動の推進

3. 都市環境を保全・創造するまち

1. みどり

- 1 緑の保全等
- 2 多様な都市公園等の整備
- 3 都市公園等の適正な管理
- 4 野生鳥獣等への対応
- 5 海浜の保全と活用

2. 都市景観

- 1 良好な都市景観形成の誘導
- 2 都市景観形成事業の推進
- 3 市民・事業者・NPO等との協働

3. 生活環境

- 1 廃棄物の発生抑制
- 2 循環資源の再利用・再生利用
- 3 廃棄物の適正処理
- 4 まちの美化
- 5 環境汚染の未然防止
- 6 市民・事業者・滞在者・行政による環境保全活動の実践

政策・施策体系図

生きる喜びと新しい魅力を創造するまち

の 展 望

4. 健やかで心豊かに暮らせるまち

1. 健康福祉

- 1 市民参加の健康福祉
- 2 地域生活の支援サービス
- 3 健康と安心づくり
- 4 すべての子育て家庭への支援
- 5 福祉のまちづくり

2. 学校教育

- 1 安心して学べる地域に開かれた安全な学校づくり
- 2 教育内容の充実と教育条件の整備
- 3 障害のある児童生徒や教育の支援が必要な児童生徒の教育
- 4 学校施設の整備・充実

3. 生涯学習

- 1 地域における学習交流の推進と地域教育力の再生
- 2 多様な学習機会の提供と学習成果の活用
- 3 学習環境の整備・充実
- 4 学習支援体制の整備と充実
- 5 効果的な学習プログラムの構築
- 6 生涯学習の一体的推進

4. 青少年育成

- 1 青少年活動の推進
- 2 青少年施設の整備
- 3 青少年指導・相談体制の充実

5. スポーツ・レクリエーション

- 1 市民スポーツ・レクリエーションの推進
- 2 自然の中で行うスポーツ・レクリエーションの振興
- 3 施設の整備と情報提供の推進
- 4 スポーツ・レクリエーション活動の支援

5. 安全で快適な生活が送れるまち

1. 地域安全

- 1 地震対策の充実
- 2 風水害対策
- 3 公共建築物の維持・保全
- 4 消防力の総合的整備・充実
- 5 火災予防対策
- 6 交通安全意識の高揚
- 7 駐輪対策の推進
- 8 交通環境の整備
- 9 防犯活動の充実・強化

2. 市街地整備

- 1 拠点地区の都市整備の推進
- 2 既成市街地での都市整備の推進
- 3 市民・事業者・NPO等との協働によるまちづくりの推進
- 4 歩行者等の交通環境の整備

3. 総合交通

- 1 交通体系の検討
- 2 公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進
- 3 道路体系の整備

4. 道路整備

- 1 都市計画道路の整備
- 2 生活道路の整備
- 3 道路の管理

5. 住宅・住環境

- 1 年齢構成バランスに配慮した住まいづくり
- 2 鎌倉らしい住宅・住環境の保全と創造
- 3 災害に強い安全な住環境の確保

6. 下水道・河川

- 1 下水道の整備
- 2 河川・水路の整備
- 3 浸水対策の推進
- 4 市街化調整区域内の生活排水処理
- 5 下水道処理人口普及率の向上
- 6 下水道施設の維持管理
- 7 水辺環境の創出
- 8 資源の有効利用

6. 活力ある暮らしやすいまち

1. 地域情報化

- 1 情報バリアフリーの推進
- 2 情報セキュリティ対策の強化
- 3 情報基盤の整備
- 4 情報活用能力の向上
- 5 協働による情報化の推進

2. 産業振興

- 1 都市農業の振興
- 2 鎌倉ブランド事業の推進
- 3 沿岸漁業の振興
- 4 商工業振興の推進体制の充実
- 5 地域の特性を生かした商店街づくり
- 6 産業環境の整備
- 7 中小企業支援
- 8 特産品の開発、販路開拓

3. 観光

- 1 ホスピタリティの向上と観光客のモラル向上
- 2 快適な観光空間の整備
- 3 多様な観光行動への対応
- 4 外国人観光客への対応
- 5 観光を通じた地域の活性化
- 6 歩く観光の奨励

4. 勤労者福祉

- 1 福利厚生への対応
- 2 施設の改修等
- 3 技能の奨励
- 4 労働環境の向上
- 5 雇用の支援

5. 消費生活

- 1 消費生活センターの設置
- 2 情報と教育などの機会の提供、消費者市民の意見の反映
- 3 消費者被害の救済と被害発生防止
- 4 環境への配慮
- 5 消費者の自衛のための発言・行動との協働

7. 計画の推進

1. 市民参画・協働の推進

- 1 広聴活動の充実
- 2 広報活動の充実
- 3 まちづくりへの参画・協働
- 4 情報公開制度の推進
- 5 個人情報保護制度の推進

2. コミュニティ活動の活性化

- 1 地域コミュニティのあり方
- 2 活動の支援
- 3 活動の場づくり
- 4 活動のネットワークづくり

3. 地域福祉の推進

- 1 地域での支え合いの環境づくり
- 2 地域で集い、憩い、学べる場づくり
- 3 地域活動への支援と参加の仕組みづくり
- 4 地域でいつでも必要なサービスが受けられる仕組みづくり

3. 施策進行評価（内部評価）

鎌倉市が取り組んでいる施策進行評価（内部評価）は、基本計画の進捗について評価し、これからの取組に反映させていく仕組みです。平成 26 年度も、基本計画の政策・施策体系の中から、評価可能な 27 分野について評価を行いました。

施策進行評価の評価方法は、分野に関わる中事業、実施計画事業等を所管する各部の部長等がそれぞれの取組について評価します。分野ごとの担当部については、152 ページの「平成 26 年度施策進行評価 政策・施策体系の分野と担当部」をご参照ください。

ア. 平成 26 年度評価シート

施策進行評価の対象となる第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画は、第 3 期基本計画の策定を前倒したことにより、平成 25 年度までの計画となりました。そこで、平成 26 年度の施策進行評価は、第 3 期基本計画策定のために平成 24 年度に実施した「第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画総括評価結果」を補強する評価とし、毎年度の取組に関する評価に加え、第 2 期基本計画期間である 8 年間の取組の評価及び課題・問題点の整理、第 3 期基本計画における今後の取組方針等を記載する評価シートとしました。

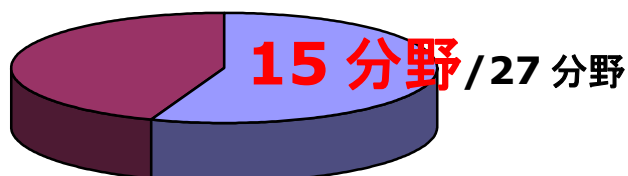
イ. 平成 26 年度施策進行評価の特徴

平成 25 年度は、「安全安心まちづくり対策の充実」「少子高齢対策の推進」「世界遺産登録」を重点施策に掲げた第 2 期基本計画後期実施計画の二年目であるとともに、第 2 期基本計画の最終年度として、各分野において、計画期間内での効率的な事業遂行による市民満足度の向上に向けた取組を行った結果、昨年度末に実施した「鎌倉市民意識調査」では、後述（153 ページ参照）のとおり、市民満足度が対前年度比で向上した分野は昨年度より減少しているものの、最終年度（平成 27 年度）目標値を達成した指標は増加しており、各分野の取組が計画の推進に寄与した結果となりました。

平成 26 年度は、第 2 期基本計画の取組を踏まえ、新たにスタートしている第 3 期基本計画を着実に推進する取組を進める必要があります。

目標指標の分析と考察

ア. 市民満足度が向上した分野（対前年度比）



ポイント

27分野中 15分野で市民満足度が向上しています。

各分野の市民満足度は、153ページ～157ページの満足度指標一覧表を参照ください。

イ. 市民満足度ランキング

1	観光	81.4%
2	歴史環境	81.1%
3	消費生活	77.6%
	⋮	⋮
25	市街地整備	27.9%
26	勤労者福祉	24.4%
27	道路整備	12.4%

ポイント

今回の調査における市民満足度は、観光及び歴史環境が80%以上となった一方、市街地整備や勤労者福祉、道路整備については、引き続き市民満足度が低い傾向となりました。また、対前年度比の市民満足度では、昨年度より低下する傾向となりました。

過去数年の調査結果と同様、歴史環境や観光など、本市の魅力に関する分野の取組は満足度の数値としては、高い満足度が得られている一方、都市基盤等のインフラ整備については、引き続き、市民満足度が低い傾向にあります。

今回の調査結果を踏まえ、第3期基本計画においても、着実に市民生活の向上に寄与する取組を進めていく必要があります。

ウ. 市民満足度の伸び（前年度との差分）ランキング

（単位：ポイント）

1	下水道・河川	5.9
2	男女共同参画社会	5.5
3	市民参画・協働の推進	4.9
	⋮	⋮
25	都市景観	-4.0
26	生活環境	-4.7
27	歴史環境	-6.9

ポイント

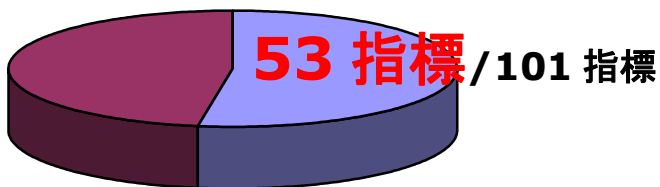
今回の調査では、「下水道・河川」が5.9ポイントと、大きく増加しました。これまで、着実に進めてきた事業の結果と分析できます。

一方、最も大きな低下幅である-6.9ポイントとなったのが「歴史環境」となりました。世界遺産登録に関し、推薦書取り下げという結果に至ったことも要因と分析できます。

なお、「都市景観」については、昨年度、満足度向上第3位となっていたのに対し、今年度は満足度低下第3位と、全く相反する結果となっています。

市民満足度が増加・低下した原因を分析し、市民生活の向上に寄与する施策展開が必要です。

エ. 数値が向上した目標指標（アンケート指標、統計指標、市民満足度）（対前年度比）



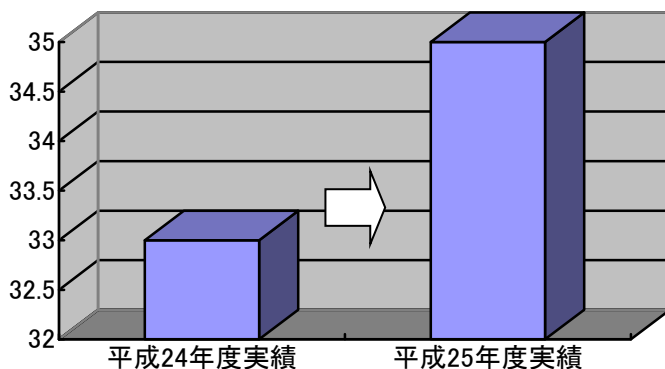
ポイント

数値が向上した目標指標は、101指標のうち53指標でした。これらの指標を除く48指標のうち8指標については、変動がありませんでした。

※ 2指標（「市民1人当たりの平均医療費」「介護認定者数の累積合計」）については、各年度で目標達成を捉えているため、対象から外しています。

才. 目標指標の達成率

33.0% ⇒ **35.0%**



ポイント

全指標に設定されている目標（原則として平成27年度）を達成した指標は35.0%（全103指標のうち36指標）で、前年の33.0%から2.0ポイント向上しました。

第3期基本計画においては、着実に目標を達成できる取組を進めていく必要があります。

施策進行評価結果とその活用・公表

平成 26 年度施策進行評価の各分野の評価は、分野の所管部の部長等が、目標指標の推移や目標達成に向けた実績、第 2 期基本計画期間である 8 年間の取組、未達成事業の課題・問題点を踏まえて評価し、今後の展開（取組方針）を決定したものです。

今後は、各部において、第 3 期基本計画を着実に推進するための取組を進めていくこととなります。

各分野の評価については、23 ページ以降の「平成 26 年度 施策進行評価 分野別評価シート」をご参照ください。なお、評価シートには、鎌倉市民評価委員会の外部評価結果も記載されています。

ア. 目標達成に向けた実績と自己評価の傾向

分野ごとの実績の自己評価については、前年度当初目標に対し、概ね「◎80%以上の成果」「○50%以上の成果」「△30%以上の成果」「×30%未満の成果」で評価しました。（なお、23 年度から、各分野に対する各部の評価を一つに限定せず、各分野のめざすべきまちの姿の実現に向けた実績ごとに評価を行っています。）

各部における実績の総数は、全部で 111 件ありました。その中で、◎と評価したものが 66.7%（74 件）となり、めざすべきまちの姿の実現に向け、順調に取り組んでいることが伺える結果となりました。一方、△と評価された実績は 4.5%（5 件）、×と評価された実績は 1.8%（2 件）となりました。

平成 25 年度は、第 2 期基本計画の最終年度として、各分野において、計画期間内での効率的な事業遂行を行ってきました。しかし、第 2 期基本計画後期実施計画における大きな財源不足に加え、東日本大震災を踏まえた安全・安心なまちづくり、公共施設の老朽化への対応など、新たな、そして緊急を要する課題が生じたことから、平成 26 年度を初年度とする第 3 期基本計画がスタートしています。第 3 期基本計画においては、計画前倒しの趣旨を踏まえ、第 2 期基本計画の評価結果を踏まえながら、着実な事業進捗に努めてまいります。

◎ 80%以上の成果	66.7%
○ 50%以上の成果	27.0%
△ 30%以上の成果	4.5%
× 30%未満の成果	1.8%

イ. 評価結果の活用

分野を担当する各部は、評価結果に示すように今後の取組を進めていきますが、経営企画部では、施策進行評価結果を活用して、総合計画や事務事業の推進に活用していきます。

ウ. 今後の施策進行評価の取組

平成 26 年度を初年度とする第 3 期基本計画のスタート及び平成 26 年度予算編成からの包括予算制度の導入を踏まえ、事務事業評価だけでなく、施策進行評価も含めた本市の行政評価全体の見直しが必要となっており、現在、新たな行政評価制度の構築を進めているところです。

今一度、行政評価の目的を整理し、その目的を達成するための必要な制度を構築し、効率的かつ効果的な行財政運営を行ってまいります。

エ. 評価結果の公表

行政評価報告書については、経営企画課で配布するとともに、市ホームページで公開します。また、情報資料コーナー等での閲覧により広く市民に公表します。